

彩の森入間公園 現況調書

1 公園の設置目的

彩の森入間公園は、西武池袋線「入間市駅」から徒歩15分の距離に位置し、昭和48年に米軍から返還された基地跡地を活用し、県南西部地域の、県民の憩いの場、防災活動拠点として整備され、平成10年に開設されました。

避難地や防災活動拠点として、大型休憩舎や防災井戸などの防災施設が整備されているほか、中心にある二つの池を結ぶせせらぎや樹林、緩やかな起伏のある芝生広場や自由に遊べる多目的広場などが整備され、都市の緑のオアシスとして、県民に親しまれています。

この公園は、県民の憩いやレクリエーションの場、県民に潤いと安らぎを与える場となるとともに、災害時における避難地や防災活動拠点となることを目的としています。

2 公園の概要

(1) 位置 入間市向陽台2丁目地内

(2) 開設年月日 平成10年4月

(3) 公園面積 15.0ha

(4) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	噴水4基（曝気攪拌機舎）、芝生広場 10,530㎡、		○
	多目的広場10,957㎡、池2箇所（3,007㎡、6,133㎡）、		○
	せせらぎ川 225.7m		○
2 [休養施設]	四阿 4箇所、休憩舎 1箇所（460.36㎡）		○
	ベンチ 116箇所、屋外木製座卓 15基		○

3 [遊戯施設]	健康遊具 13基、クッション性遊具 2基 バスケットゴール 3基		○
4 [便益施設]	駐車場 1箇所 (213台)		○
	便所 4箇所		○
	駐輪場 1箇所		○
5 [管理施設]	門 2箇所		○
	管理事務所 1棟		○
6 [防災施設]	耐震性貯水層 3基、井戸 1、浄水装置 1基、 防災用発電機 1台 避難施設 1箇所、防災用照明 6塔、ソーラー照明25基、 防災倉庫 2基		○

(5) 主な建物（建築物）

・彩の森入間公園 建物一覧表参照（別紙1）

3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
園内	365日、24時間開放 園内照明は日没から夜明け まで点灯(20:00以降もすべ て点灯)(タイマー、センサ ー自動)		
管理 センター	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	午前8時30分 から 午後5時15分 まで	12月28日～1月3日

駐車場	365日	開門 6時00分 閉門 19時00分	
-----	------	-----------------------------	--

4 職員体制

(1) 職員配置

管理センターには、指定管理者職員を配置している。

(2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月～金	勤務時間	備考
日 勤 帯	非常勤	0	0～1	適宜	総括責任者
	非常勤	0	0～1	週2～3回4時間以上	所長
	常勤	1	0～1	週5回 8：30～17：30	副所長（運営管理補佐）
	非常勤	0	0～1	週2～3回 4時間以上	副所長（維持管理責任者）
	非常勤	0	0～1	週3回 8：30～17：30	維持管理アドバイザー
	常勤	1	1	8：00～15：00	管理人（早番）
	常勤	1	1	15：00～19：30	管理人（遅番）
	常勤	2～3	2～3	8：30～16：30	維持管理人
	計	5～6	4～10		
夜 帯	巡回	1	1	23：00～2：00 の間1回	警備員が対応
	計	1	1		

5 管理実態

(1) 園地図

- ・彩の森入間公園 園地図参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・彩の森入間公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・彩の森入間公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・彩の森入間公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電 気	(契約種別) 業務用電力 (43KW)
○電 話	1回線
○上下水道	(上水契約口径・引込数) 入間市25mm 1本
○軽 油	(用途) 非常用発電機用

(5) 遊具点検

[主な遊具]健康遊具 13基、クッション性遊具 2基、バスケットゴール 3基

- ・外注分 年1回外注による点検を行っている。
- ・直営分 目視及び触診で破損、ぐらつき、腐食、ボルト緩み等の調整やバスケットゴールネットの交換を行っている。
柱及び横木・各連結部・ネジをハンマーにより実際に叩き、亀裂や緩みの有無の確認や増締及び、本体に実際に負荷を掛け点検確認を行っている。

(6) 修繕リスト

- ・彩の森入間公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

(7) 設置・管理・占用・行為許可の状況

- ・彩の森入間公園 設置・管理・占用許可一覧参照（別紙7）
- ・彩の森入間公園 行為許可一覧参照（別紙8）

(8) 貸与可能備品

- ・彩の森入間公園 貸与可能備品一覧参照（別紙9）

6 特記事項

- 照明の点灯時間について
近隣住民からの要望により、公園内の照明を20時まで全部点灯している。
20時から夜明けまでは1個おきに点灯している。
- 駐車場の開放時間について
公園利用者からの要望により、駐車場を6時から19時まで開放している。
- 防災
地元市である入間市と共同で、公園内の防災施設・設備の鍵の管理引き継ぎ、設備運転の確認等を行っている。
また、不定期に入間市消防本部が訓練を行う場合があるが、その場合も協力している。
- ボランティアとの協働について
公園ボランティア団体（フラワーサポーター）が月2回（第1火曜日、第3土曜日）園路清掃活動及び花壇管理活動を、地元の有志団体（ITK交友会）が、季節により月2回（第2・4金曜日）の清掃活動を実施している。清掃活動に必要な軍手、ゴミ袋、鎌、熊手等の用具は管理事務所で用意している。
- 池の管理について
池の水質悪化が課題となっている。定期的にメンテナンスを行っている。
- 犬の糞対策について
園内放送で、犬の糞は飼い主が責任を持って始末するようお願いしているほか、園内各所の掲示により注意を呼びかけている。
- その他
 - ・ マスク着用、犬の散歩、ネコの餌やり、園内ジョギング・ウォーキングコースの利用、公園内でのスパイクの使用に関する苦情、トラブルが多い。また、スケートボードの使用や自転車の曲乗りに関する苦情等もある。
 - ・ 周囲に学校が多いことから、授業や部活動等での児童、生徒の利用がある。
 - ・ 自動販売機設置箇所以外ゴミ箱なし。灰皿なし。
 - ・ 公園内の駐車場を通勤用に不正利用している者がいる。
 - ・ 入間市が毎年10月下旬に開催する「入間万燈まつり」に会場を提供している。
- 喫煙所の設置
園内は全面禁煙となっていることから設置なし。

○ 主な自主事業

- ・ 清涼飲料水及びアイスクリーム自動販売機事業
- ・ 移動販売車事業
- ・ 手ぶらでバーベキュー事業
- ・ まちの先生による講座・プログラム等の有料イベント及び備品貸出事業
- ・ 常設ケータリングカー事業（彩の森カフェ ジャクソンセンターOH）
- ・ 移動販売車事業
- ・ 物販（花苗等の販売）

彩の森入間公園 建物一覧表

施設名	建設年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)
管理センター	平成10年4月1日	鉄筋コンクリート造	1	204.00	198.75
休憩舎(避難施設)	平成10年4月1日	鉄骨造一部SRC造	2	414.83	460.36
便所	平成10年4月1日	鉄骨造	1	34.56	34.56
便所	平成10年4月1日	鉄骨造	1	34.56	34.56
便所	平成10年4月1日	鉄骨造	1	34.56	34.56
非常用発電機室	平成10年4月1日	鉄筋コンクリート造	1	42.52	42.52
防災倉庫	平成25年	スチール製	1	4.66	4.66
防災倉庫	平成25年	スチール製	1	4.66	4.66
			計	774.35	814.63

彩の森入間公園



第364図面



0 20 40 60 80 100m

彩の森入間公園 現状管理業務一覧

業務名	業務内容
1 園地管理業務	<p>公園内の草地、芝地部分を年間を通して草地高さを概ね10cm以下に保つ。 低木、寄植は、現況高を基本に視距を確保する。</p> <p>草地管理工 性能管理（草地・芝地） 1式(随時) 性能管理（寄植） 1式(随時)</p> <p>植栽管理工 高木基本剪定 落葉広葉樹 幹周30～60 100本位（年2回） 枯損木処理 剪定枝等運搬 1式(随時) 処分工 1式(随時) 花壇管理工 1式(年2回)</p>

別紙 3-2

彩の森入間公園 現状管理業務一覧

業務名	業務内容
1 清掃業務	園地・園路清掃[駐車場清掃含む](毎日)、管理棟・休憩舎清掃(毎日)、トイレ清掃(毎日)、水面清掃[池・流水路](年6回)
2 警備業務	園内年間夜間巡回警備(毎日23:00～2:00の間1回)
3 機械警備業務	管理棟の夜間の機械警備
4 受水槽清掃業務	水道法に基づく受水槽清掃及び点検、各備品点検(年1回)
5 消防用設備保守点検業務	消防法に基づく消防用設備(消火器)の点検(年1回)
6 ポンプ設備保守点検業務	雨水排水2台、循環送水2台、曝気攪拌機3台、給水ポンプ2台、循環送水ポンプ2台、汚水ポンプ4台、各備品点検(年2回点検) 深井戸ポンプ1台(月1回)
7 噴水等設備点検業務	噴水設備の機械点検、電気点検試運転調整、清掃、各備品点検(月1回)
8 自家用電気工作物保安管理業務	電気事業法に基づく点検(月1回)、検査(年1回)業務
9 防災施設維持管理業務	防災施設(防災井戸用発電機(月1回)、揚水ポンプ、浄水器、圧力タンク、滅菌器)の点検、各備品点検(年2回、内精密点検1回)水質試験(上水10項目/年1回)
10 一般廃棄物運搬業務(可燃・不燃)	一般廃棄物処理(定期)
11 産業廃棄物運搬業務(産業廃棄物)	産業廃棄物処理(適宜)

彩の森入間公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和2年度	令和3年度
管理 経費	人件費	19,186	18,496
	消耗品費	1,017	875
	修繕費	1,244	2,797
	光熱水費	4,099	3,792
	責任保険料	175	175
	手数料	7	21
	委託料	7,957	6,000
	租税公課	20	17
	その他	10,466	10,332
	合計	44,171	42,505

収 入	委託料収入	38,820	38,605
	利用料金収入	98	778
	自主事業収入	5,691	5,012
	合計	44,609	44,395

管理費経費－収入	-438	-1,890
----------	------	--------

彩の森入間公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
屋外施設	受水槽	F R P 一体型 2槽式 20m ³	1	
	給水ポンプ	給水量0.46m ³ /min, 揚程2.4m ポンプ形式 AX65LAT402-515W、 出力1.5kw (2台)	1	
	雨水排水ポンプ	口径150mm, 揚程11m, 揚水量2.1m ³ /分, 11kw	2	
	循環送水ポンプ	口径100mm, 揚程10m, 揚水量1.2m ³ /分, 5.5kw	2	
	汚水ポンプ	口径80mm, 揚程14m, 揚水量0.2m ³ /分, 2.2kw	2	
	汚水ポンプ	口径80mm, 揚程16m, 揚水量0.2m ³ /分, 3.7kw	2	
	噴水ポンプ	口径150mm, 200V, 7.5kw	2	
		口径150mm, 200V, 5.5kw	2	
		口径65mm, 200V, 3.7kw	1	
受電設備	高圧気中負荷開閉器	7.2KV 300A	1	
	負荷開閉器	7.2KV/3.6KV 200A 40KA	1	
	避雷器	8.4KV 2500A	1	
	高圧真空遮断器	7.2KV 600A 12.5KA	1	
	トランス	1Φ100KVA 6600/200-100	1	
	トランス	3Φ200KVA 6600/200	1	
	スコット	50KVA 3Φ-1Φ	1	
	コンデンサー	6.6KV 3Φ 30Kva	1	
	屋外盤	噴水設備制御盤	1	
	屋外盤	雨水排水・循環送水ポンプ制御盤	1	

彩の森入間公園 主要設備機器一覧表

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備考
防災施設	非常災害用井戸	井戸口径300mm+200mm（2重ケーシング）、深さ250m 井戸ポンプφ100mm×0.65m ³ /分×95m、 200V、18.5kw	1	
		井戸口径250mm、深さ106m 井戸ポンプφ32mm×0.09m ³ /分	1	
	耐震性貯水槽	鋼板製、貯水量100m ³	3	
	放送施設	放送塔×8基 スピーカ×9台	1	
	浄水装置等	浄水器、滅菌器	1	
	夜間照明	支柱 700W 4灯用	6	
	非常用発電機	ディーゼル 200V 125kw	1	
	非常用照明設備	自己発電型照明灯【ノーマル】	16	
	非常用照明設備	自己発電型照明灯【サイン（大）付】	2	
	非常用照明設備	自己発電型照明灯【サイン（小）付】	7	
		かまどベンチ	W1200×D320×H350~450	3
	マンホールトイレ用 便器及びテント	災害用マンホールトイレ（VE100w） パーソナルテント（PTAM）	48	
冷暖房設備	ルームエアコン	0.65KW 100V	2	事務室

彩の森入間公園 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和 2 年 度		令和 3 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
園路埋設管漏水修繕、配管工事	437,800	非常用電気設備バッテリー交換	825,000
		高所作業かかり枝伐採	330,000
		小破修繕 (20万円以下/4件)	336,600
合 計	437,800	合 計	1,491,600

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

彩の森入間公園 設置・管理・占用許可一覧

令和4年4月1日現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	日数
設置	便益施設（自動販売機）の設置	管理事務所前、駐車場横 ほか	9台、17.2㎡	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	便益施設（自動販売機）の設置	第3トイレ付近	1台、1.3㎡	H2.12.10	R5.3.31	3年
設置	ユニットハウス	管理センター西側	1棟、9.7㎡	R3.4.1	R5.3.31	3年
設置	駐車場電動ゲート	駐車場	2基、5.2㎡	H30.4.1	R5.3.31	5年
占用	電柱、支線	南側出入口付近	電柱2本、支線1本	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	電話ボックス	駐車場出口付近	1カ所、3.71㎡	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	管路、マンホール	西側出入口付近 歩道部	管路264m、 マンホール7.9㎡	H29.4.1	R9.3.31	10年
占用	入間市指定避難場所標示板	駐車場入口付近	1カ所	R4.4.1	R14.3.31	10年
占用	排泥弁（上水道施設）	南側出入口付近	1基	H25.8.8	R5.3.31	10年

彩の森入間公園 行為許可一覧

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	パスサリーニョサッカー教室	多目的広場	500㎡	R.3.4.3	R3.4.4	2日
行為	集合写真撮影	園内	-	R3.4.9		1日
行為	パスサリーニョサッカー教室	多目的広場	500㎡	R3.4.10	R3.4.11	2日
行為	パルクール教室	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.4.11	R3.4.25	3日
行為	集合写真撮影	園内	-	R3.4.12		1日
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.4.12	R3.4.29	2日
行為	パスサリーニョサッカー教室	多目的広場	500㎡	R3.4.17	R.3.4.18	2日
行為	TVドラマ撮影	中央時計台前	2500㎡	R3.4.22		1日
行為	パスサリーニョサッカー教室	多目的広場	500㎡	R3.4.24	R3.4.25	2日
行為	ブルーインパルスグッズ販売	芝生広場	31.94㎡	R3.4.28	R3.4.29	2日
行為	ヨガ教室	大型休憩舎	115㎡	R3.4.29		1日
行為	パルクール教室	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.5.1	R3.5.30	中止
行為	地域活性・交流のため 公園利用者への食品提供	芝生広場	175㎡	R3.5.2		中止
行為	TVCMの撮影	上池、芝生広場、管理センター、大型休憩舎の付近	6000㎡	R3.5.12	R3.5.13	2日
行為	かけっこ教室の開催	多目的広場	1000㎡	R3.5.15		中止
行為	少人数サッカー教室の開催	多目的広場	495㎡	R3.5.15	R3.5.16	中止
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.5.22		1日
行為	少人数サッカー教室の開催	多目的広場	495㎡	R3.5.22	R3.5.23	中止
行為	かけっこ教室の開催	多目的広場	1000㎡	R3.5.23		中止
行為	フリーマーケットの開催	園内	1250㎡	R3.5.23		中止
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.5.24		中止
行為	少人数サッカー教室の開催	多目的広場	495㎡	R3.5.29	R3.5.30	中止
行為	かけっこ教室の開催	多目的広場	1000㎡	R3.5.30		中止
行為	パルクールの練習	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.6.26	R3.6.27	2日
行為	フリーマーケットの開催	園内	1250㎡	R3.6.27		中止
行為	テレビドラマの収録	園内	560㎡	R3.7.1		1日
行為	かけっこ教室の開催	多目的広場	1000㎡	R3.7.4		中止
行為	パルクールの練習	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.7.4	R3.7.25	5日
行為	ホームページに掲載する写真の撮影	園内	-	R3.7.13		中止
行為	ミュージックビデオの撮影	芝生広場	3.75㎡	R3.7.18		1日

彩の森入間公園 行為許可一覧

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.7.18		1日
行為	ブルーインパルスグッズの販売	芝生広場	75㎡	R3.7.21	R3.7.24	4日
行為	食品の提供等	芝生広場	150㎡	R3.7.24		1日
行為	フリーマーケット	園内	1250㎡	R3.7.25		1日
行為	ジャズダンス発表会	大型休憩舎	460㎡	R3.7.27		1日
行為	パルクールの練習	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.8.1	R3.8.29	4日
行為	HP用の写真撮影	上池、下池周辺	-	R3.8.3		1日
行為	不動産広告掲載用の写真撮影	園内	-	R3.8.23	R3.8.27	中止
行為	CM用の写真撮影	上池、下池周辺	-	R3.8.26		1日
行為	食品の提供等	芝生広場	175㎡	R3.8.28		1日
行為	かけっこ教室	多目的広場	1000㎡	R3.9.2	R3.9.27	2日
行為	ダンスサークルの活動	大型休憩舎	460㎡	R3.9.4		1日
行為	パルクールの練習	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.9.4	R3.9.26	3日
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.9.9		1日
行為	オリエンテーリング	園内	75㎡	R3.9.11		1日
行為	食品の提供等	芝生広場	225㎡	R3.9.19		1日
行為	ハロウィン撮影会	園内	2.25㎡	R3.9.26	R3.10.17	2日
行為	フリーマーケット	南入口	1250㎡	R3.9.26		中止
行為	映画撮影	芝生広場	5630㎡	R3.9.30		1日
行為	WOWOWドラマ撮影	多目的広場付近の園路	1000㎡	R3.10.1		中止
行為	パルクールの練習	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.10.2	R3.10.31	5日
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.10.6		1日
行為	オリエンテーリング	園内	75㎡	R3.10.9		1日
行為	かけっこ教室	多目的広場	1000㎡	R3.10.31		1日
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.10.13		1日
行為	Sunny Spot Party!	芝生広場	225㎡	R3.10.17		1日
行為	ハロウィンマルシェ	芝生広場	200㎡	R3.10.24		1日
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.10.30		1日
行為	フリーマーケット	園内	1250㎡	R3.10.31		1日
行為	入間市出身K-1選手 レオナ・ペタス動画撮影	噴水前ベンチ他	-	R3.11.3		1日

彩の森入間公園 行為許可一覧

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	映画撮影	芝生広場	-	R3.11.5		1日
行為	パークール教室	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.11.6	R3.11.28	5日
行為	ONE's Market ～笑顔がつながるone's day～	自衛隊側時計広場	650㎡	R3.11.7	R3.11.21	1日
行為	社歌コンテストPR用チラシ配布	管理センター周辺	-	R3.11.7	R3.11.13	2日
行為	書籍イメージ写真の撮影	園内	-	R3.11.11		1日
行為	オリエンテーリング	園内	75㎡	R3.11.13		1日
行為	ダンスの練習	大型休憩舎	460㎡	R3.11.22		1日
行為	ピラティス	大型休憩舎	460㎡	R3.11.23		1日
行為	食品の提供等	芝生広場	225㎡	R3.11.27		1日
行為	出陣式	駐車場	-	R3.12.01		1日
行為	スチール撮影	園内	-	R3.12.10		1日
行為	オリエンテーリング	園内	75㎡	R3.12.11		1日
行為	フリーマーケット	園内	1250㎡	R3.12.11		1日
行為	パークール教室	上池健康遊具周辺	100㎡	R3.12.11	R3.12.19	3日
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R3.12.12		1日
行為	食品の提供等	芝生広場	125㎡	R3.12.18		1日
行為	クリスマスマルシェ	芝生広場	300㎡	R3.12.19		1日
行為	写真撮影	芝生広場	-	R3.12.19		1日
行為	クリスマスマルシェ	芝生広場	375㎡	R3.12.26		1日
行為	オリエンテーリング	園内	75㎡	R4.1.8		1日
行為	パークールの練習	上池健康遊具周辺	100㎡	R4.1.8	R4.1.23	3日
行為	入間市成人式後の撮影	管理センター周辺、駐車場	-	R4.1.10		1日
行為	走りの教室	多目的広場	1400㎡	R4.1.16		1日
行為	フリーマーケット	園内	1250㎡	R4.1.16		中止
行為	結婚式の前撮り撮影	園内	-	R4.1.21		1日
行為	マラソン大会	ジョギングコース	-	R4.1.24	R4.1.27	中止
行為	食品の提供等	芝生広場	275㎡	R4.1.29		中止
行為	ONE's Market ～笑顔がつながるone's day～	自衛隊側時計広場	775㎡	R4.1.30		中止
行為	パークールの教室	上池健康遊具周辺	100㎡	R4.2.5	R4.2.27	4日
行為	オリエンテーリング	園内	75㎡	R4.2.12		1日

彩の森入間公園貸与可能備品一覧

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	エアコン	パナソニック CS-28HEXK-W	1	平成30年度
2	自動体外式除細動器	日本光電工業 AED-2100 カジオライフ	1	平成23年度
3	マンホールトイレ用便器及びテント	トイレ(VE100W)、テント(PTAM) ミドリ安全	48	平成26年度

利用料金等の設定（彩の森入間公園）

（1）利用料金

ア 施設利用

施設名	現行料金（円）
なし	なし

イ 行為許可

行為	料金	
物品の販売、興行その他の営業行為をする場合	1 m ² 当たり半日	7円※
	1 m ² 当たり1日	14円※
業として写真を撮影する場合	1件当たり半日	2,500円
	1件当たり1日	5,000円
業として映画等の撮影をする場合	1件当たり半日	14,800円
	1件当たり1日	29,700円
競技会、集会、展覧会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1 m ² 当たり半日	4円※
	1 m ² 当たり1日	8円※
広告物の表示をする場合	表示面積1 m ² 当たり1日	2,090円

※の料金については上記料金表に基づき算出した額に、消費税率の引上げ相当分(1.1/1.05)を乗じ、1円未満は切り上げる。

例) 物品の販売、興行その他の営業行為において、1日、100m²を利用する場合
 利用料金の算出式 $1,460 \text{ (円)} = 14 \text{ (円/m}^2) \times 100 \text{ (m}^2) \times 1.1 / 1.05$

* 国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とする。

* 国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は1/2を減額とする。

* 県外に住所を有する者が行為を行う場合は、上記の金額に、それぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。

* 行為に要する面積が1m²未満であるとき、又はその面積に1m²未満の端数があるときは、1m²として計算する。

* 上記の規定に基づき算出した利用料の額が、100円未満の場合は100円とし、100円以上

10,000円未満の額であって10円未満の端数がある場合は10円未満の端数を切り捨てた額とし、10,000円以上の額であって100円未満の端数がある場合は100円未満の端数を切り捨てた額とする。

* 半日：4時間、1日：8時間（半日×2）

* 許可時間：管理事務所の開所時間を基本とする。

* 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現状

行 為	現 行 料 金 (円)
バーベキュー事業	レンタル料金 (税込) 大人：土日祝 1,700 円、平日 1,500 円 小学生：土日祝・平日 550 円 幼児：無料

彩の森入間公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	/	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	○	受水槽>10m ³
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m ³ 、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	/	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物処理法	産業廃棄物の処理	廃棄物処理法第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

廃棄物処理法…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は、電気事業者の通知に基づいて外部委託請負者が行う応急措置の指導、助言は電話又は、直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立つため、電気事故の発生箇所、以上の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

別表1

点検項目
(需要設備・配電設備・負荷設備・自家用発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定	○	○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	シーケンス試験		○		
	端子配線符号		○		
	計器の較正		○		
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定	○	○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備 (屋外電線路を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の校正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定	○	○	
ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○		
	無断掘削点検	○	○		
	標識・他物との隔離距離	○	○		
	接地線接続部の点検		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
その他の機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

		対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
				始動試験	○	○		
				機関主要部分の分解			○	
				排ガス測定		○		
				内燃機関の分解			○	
		発電機関係	外観点検	○	○			
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○			
			制御装置点検		○	○		
			接地線接続部の点検		○			
			内部点検			○		
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○			
			保護継電器の動作試験		○			
		蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ		
		常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○	
					始動試験	○	○	
	機関主要部分の分解					○	○	
	排ガス測定					○		
	内燃機関の分解						○	
	ガスタービン			外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分分解点検			○	
	オーバーホール					○		
	ガス圧縮機			外観点検	○	○		
				保安装置		○		
				カップリング		○		
				オイルポンプ		○		
	スクリーウ圧縮機分解点検					○		
	補機類			外観点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
駆動機シリンダ部グリス補給					○			
リミットスイッチ動作位置					○			
計装用空気圧縮機	軸受部開放点検					○		
	ドレン抜き			○	○			
	異音、振動、漏れ等			○	○			
	ベルトの点検、調整				○			
純水製造装置 水噴射装置	総合分解点検					○		
	漏れ等	○		○	○			
	計器点検	○		○				
	純粋タンク水位、流量	○		○				
	カートリッジ純水器再生	○		○				
始動用空気圧縮機	総合システム点検			○				
	純水加圧ポンプの分解点検				○			
	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○					
	圧力調整弁、圧力開閉器	○	○					
	安全弁の作動	○	○					
	潤滑油交換		○					
ベルトの点検、調整		○						
ピストン、シリンダーの分解点検			○					

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	常用発電設備	配電盤	外観点検	○	○		
			機器損傷の有無	○	○		
			埃等の侵入防止、清掃	○	○		
			端子台、コネクタ等	○	○		
			操作、切換開閉器の動作試験		○		
			締付けねじの増締め		○		
			ヒューズ類の点検		○		
			盤内取付器具の加熱変色、損傷		○		
			盤内、外面の清掃		○		
			自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○		
			その他配電設備と同じ		○		
			絶縁抵抗測定		○		
			発電機関係	音響、振動、異臭等	○	○	
				軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○	
	グリースの劣化・漏れ等			○			
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置			○			
	内部分解点検				○		
	軸受の点検、交換				○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定			○			
	保護継電器の動作試験			○			
	蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。		
	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○		
			始動試験	○	○		
			機関主要部分の分解		○		
			内燃機関の分解			○	
	発電機関係	外観点検	○	○	○		
		整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○			
		制御装置点検の点検		○			
		接地線接続部の点検		○			
		内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○		
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○			
	保護継電器の動作試験		○				
	蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。		
車両	ブレーキ	○	○				
	タイヤ	○	○				
	エンジン関係	○	○				
	燃料	○	○				
	ライト、ウインカー	○	○				
	その他	○	○				
	排ガス測定	○	○				
	太陽光発電設備	太陽電池アレイ(架台を含む。)	外観点検	○	○		
			接地線接続部の点検	○	○		
			絶縁抵抗測定		○		
開放電圧測定				○			
中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○				
	接地線接続部の点検	○	○				
	絶縁抵抗測定		○				
	インバータ	外観点検	○	○			
		異音、異臭等	○	○			
		接地線接続部の点検	○	○			
絶縁抵抗測定			○				
系統連係保護装置	保護機能試験		○				
	外観点検	○	○				
	接地線接続部	○	○				
	絶縁抵抗測定		○				
	投入ロック試験		○				
接地設備	保護継電器の動作試験		○				
	接地抵抗測定		○				

対 象			点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	常用発電設備	風車	外観点検	○	○		
			尾翼ダンパー点検、交換				
			ブレード点検、交換			○	
		タワー	外観点検	○	○		
			ウインチ点検		○		
		風速計	外観点検	○	○		
			異音等	○	○		
		発電機	外観点検	○	○		
			異音等	○	○		
			ブラシ点検、交換			○	
			オーバーホール			○	
				絶縁抵抗測定		○	
		インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	
		系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	
接地設備	接地抵抗測定		○				

注5. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

注6. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。

なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者(みなし設置者)が電気機器製造者等に依頼して行うものとする。

注7. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	インターロック試験		○
		外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	温度測定		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3~8年	1回
	内燃力発電所	3~8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

指定管理業務に関する特記仕様書（彩の森入間公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業に使用する場合は、料金を免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
 - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
 - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
 - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 植物管理業務について
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体等との連携を図ること。
地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。
- 7 遊具については、次の安全対策を行うこと。
 - (1) 社団法人日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準JPF A-

SP-S:2014」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
(2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。

8 自家用電気工作物の保安管理について

別紙「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づいて別表1を満たすように保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、県と公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」への出席に配慮すること。

9 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

10 防災活動に協力すること。

彩の森入間公園は、埼玉県地域防災計画において防災活動拠点と位置付けられているため、発災時には救助活動等の拠点となる場合がある。

また、入間市が地域防災計画で避難場所として指定している。防災訓練を実施する際は、公園を管理する者として参加及び協力すること。

なお、耐震性貯水槽や災害用の井戸などについては、県営公園防災施設管理要綱等に基づき指定管理者が維持管理を行うこと。

11 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

12 本書の定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。